赤平市店舗整備魅力向上事業助成金要綱

（目的）

第１条　この要綱は，中小商業者の店舗整備を促進し，明るい魅力あるまちなみ形成と地域商業の振興に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　空き店舗　税務課の固定資産の課税上の種類区分が店舗又は併用住宅（店舗兼住宅）であり，かつ次条第２号の規定により，市長に届出がなされている家屋をいう。

⑵　商業者　卸売業，小売業，サービス業を営む個人又は法人をいう。

（助成金の交付対象者）

第３条　助成金の交付対象者は，常時使用する従業員の数が１０人未満の個人又は法人の商業者で市内で同一事業を１年以上営む，次の各号に定める者とする。

⑴　赤平市内において店舗を新築，又は内装，外観を改装した者

⑵　赤平市空き店舗登録申込書（様式第１号）により，市長に空き店舗として登録の申込みをし，店舗として貸出しをする者

⑶　助成金の交付申請者が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員でないこと。

⑷　風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に該当する営業でないもの

⑸　市税等（赤平市市税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例（条例第２４号）第２条第１号に規定する市民税等をいう。）を滞納していない者

⑹　この要綱による助成金を受けた金額が，第５条第１項及び第２項に規定する助成限度額に達した日から５年を経過する日まで，当該助成金は交付対象外とする。

（助成金の対象経費）

第４条　助成金の対象は，次の各号のいずれかに要した１００，０００円以上の経費とする。

⑴　店舗を新築するために要した経費

⑵　店舗又は空き店舗の内装を改装するために要した経費

⑶　店舗又は空き店舗の外観を改装するために要した経費

２　店舗兼住宅の場合においては，当該家屋の店舗に供する床面積の合計を総床面積で除した割合に，当該改装に要した費用の額を乗じて算出した額（当該額に１円未満の端数がある場合は，これを切り捨てた額）とする。

（助成金の額及び助成限度額）

第５条　助成金の額及び助成限度額は次の各号の区分によるものとし，助成金に１，０００円未満の端数がある場合は，これを切り捨てる。

⑴　前条第1項第１号にあっては，対象経費の２分の１以内で２００万円

⑵　前条第1項第２号にあっては，対象経費の２分の１以内で５０万円

⑶　前条第1項第３号にあっては，対象経費の２分の１以内で５０万円

２　過去にこの要綱による助成金を受けたことがある場合においては，前項各号の助成限度額から，助成を受けた日から５年を経過する日までに受けた助成金の合算額を控除後の金額を助成限度額とする。

３　店舗又は空き店舗の内装及び外観を同時に改装する場合にあっては，合算した対象経費の２分の１以内で１００万円を限度に助成できるものとする。

（助成金の申請）

第６条　この要綱により助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，工事着手前に赤平市店舗整備魅力向上事業助成金申請書（様式第２号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて，市長に申請するものとする。

⑴　登記簿謄本の写し

⑵　工事契約書の写し

⑶　工事見積書

⑷　配置図，各階平面図及び立面図

⑸　前各号に定めるもののほか，市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定通知）

第７条　市長は，前条による申請を受理したときは，すみやかに内容を審査し，助成金交付の可否を決定し，赤平市店舗整備魅力向上事業助成金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（着手の届出）

第８条　前条の規定に基づき交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は，助成金の申請又は交付決定を受けた工事に着手したときは，工事着手届（様式第４号）により，すみやかに市長に届け出なければならない。

（申請内容の変更等）

第９条　前条の規定により交付決定の通知を受けた者は，申請内容を変更し，又は取り下げようとするときは，赤平市店舗整備魅力向上事業助成金変更（取下げ）承認申請書（様式第５号）を提出し，あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

２　市長は，前項の申請書の提出があったときは，その内容を審査し，適正と認めたときは，赤平市店舗整備魅力向上事業助成金変更（取下げ）承認（不承認）通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

（完了報告書）

第１０条　交付決定者は，工事が完了したときは，事業完了後，工事完了届（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて，遅延なく市長に提出しなければならない。

⑴　工事に要した費用に係る領収書の写し

⑵　当該家屋の登記簿謄本の写し（家屋の新築工事の場合に限る。）

⑶　完成写真

⑷　前号に掲げるもののほか，市長が必要と認めた書類

２　市長は，前項の規定による届出があったときは，届出を受けた日から７日以内に，助成金の交付決定の内容に適合するか否かの審査を行うものとする。

（助成金の額の確定等）

第１１条　市長は，前条第２号に規定する審査の結果，助成金の交付決定の内容に適合すると認めたときは，助成金の額を確定し，赤平市店舗整備魅力向上事業助成金確定通知書（様式第８号）により申請者に通知する。

（助成金の請求）

第１２条　交付決定者は，前条の規定による助成金の確定の通知を受けたときは，速やかに赤平市店舗整備魅力向上事業助成金交付請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第１３条　市長は，交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは，助成金の交付決定を取り消すことができる。

⑴　この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

⑵　偽り，その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

２　市長は，前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において，既に助成金が交付されているときは，交付決定者に対して期限を定めて返還を命ずるものとする。

３　交付決定者は，前項の規定により返還を命ぜられた場合は，納期期限までに納付しなければならない。

（適用の除外）

第１４条　本要綱に基づき助成を受けようとするものについては，「赤平市あんしん住宅助成要綱」の適用を除外する。

（補足）

第１５条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，平成３０年４月１日から施行する。

（赤平市店舗近代化促進事業助成金要綱の廃止）

２　赤平市店舗近代化促進事業助成金要綱（平成２５年１２月１日施行）は，廃止する。

（廃止に伴う経過措置）

３　前項の規定による廃止前の赤平市店舗近代化促進事業助成金要綱の規定に基づき交付された助成金に係る同要綱第１２条の規定は，この要綱の施行後も，なおその効力を有する。

（失効）

４　この要綱は，平成３５年３月３１日限り，その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

５　前項の規定による失効前の赤平市店舗整備魅力向上事業助成金要綱の規定に基づき交付された助成金に係る同要綱第１３条の規定は，この要綱の失効後も，なおその効力を有する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

赤平市空き店舗登録申込書

赤平市長　　　　　　　様

住　　　所

申請者　店舗名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

電　　　話

赤平市店舗整備魅力向上事業助成金要綱第３条第２号により，空き店舗登録の申し込みをします。なお，本申込書の空き店舗情報欄をインターネット上に掲載，公開することに同意します。

|  |
| --- |
| 【 空き店舗情報 】 |
| 所在地 |  |
| 店舗面積 | ㎡ | 建物構造 |  |
| 設備等 | ガス　有・無 | トイレ　有・無 | 電気　有・無 | 上下水道　有・無 |
| 建築年 |  | 賃　料 | 円／月 |
| 管理費 | 円／月 | 共益費 | 円／月 |
| 交通機関アクセス |  |  |  |
| 希望業種 |  |
| 以前の業種 |  |
| その他条件等 |  |
| 【 空き店舗所有者又は仲介業者連絡先 】 |
| 氏名（会社名） | （担当：　　　　　　　） |
| 住　所 |  |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ |  |
| メールアドレス |  |

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

赤平市店舗整備魅力向上事業助成金申請書

赤平市長　　　　　　　様

住　　　所

申請者　店舗名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

電　　　話

　赤平市店舗整備魅力向上事業助成金要綱第６条の規定により，助成金の交付を受けたいので，関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 助成金申請区分 | □新築　　　　□内装の改装　　　　□外観の改装 |
| 店舗の所在地 |  | 従業員数 | 人 |
| 店舗床面積 | ㎡（うち店舗　　　㎡） | 住宅併用 | 有・無 |
| 工事内容 |  |
| 工事費用 | 円（うち店舗　　　　　　　円） |
| 助成希望額 | 円（うち店舗　　　　　　　円） |
| 工事着手年月日（予定） | 年　　　月　　　日 |
| 工事完成年月日（予定） | 年　　　月　　　日 |
| 営業開始年月日（予定） | 年　　　月　　　日 |

課税及び納税状況の報告を求めることの同意書

|  |
| --- |
| 同　　意　　書　赤平市店舗整備魅力向上事業助成金要綱による助成可否の決定のために必要があるときは，私の地方税法第５条第１項から第６項までに掲げる普通税及び目的税の課税及び納税状況につき，赤平市長が税務関係当局に報告を求めることに同意します。　　　年　　月　　日住所氏名　　　　　　　　　　　　　㊞ |

様式第３号（第７条関係）

赤平市店舗整備魅力向上事業助成金交付決定通知書

商　工　第　　　　　号

年　　月　　日

　様

赤平市長　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった赤平市店舗整備魅力向上事業助成金について審査の結果，次のとおり決定したので赤平市店舗整備魅力向上事業助成金要綱第７条の規定により通知します。

□　可（該当します。）

１　工　 事 　費　　　　　　　　　　　　　 円

２　助成金の額 円

□　否（該当しません。）

理由

様式第４号（第９条第２項関係）

工　事　着　手　届

　　年　　月　　日

赤平市長　　　　　　　様

申請者

住　所

氏　名

記

工事名

着手年月日　　　　　　　年　　　　月　　　　日

　　上記について，相違ないことをお届けします

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

赤平市店舗整備魅力向上事業助成金

変更（取下げ）承認申請書

赤平市長　　　　　　　様

住　　　所

申請者　店舗名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

電　　　話

赤平市店舗整備魅力向上事業助成金要綱第９条第１項の規定により，助成金交付申請の変更（取下げ）について申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定年月日 | 年　　月　　日 |
| 交付番号 | 商　工　第　　　　　号 |
| 変更の概要 |  |
| 施行者住所氏名 | 住所：氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |

様式第６号（第９条第２項関係）

商　工　第　　　　　号

年　　月　　日

赤平市店舗整備魅力向上事業助成金

変更（取下げ）承認（不承認）通知書

　様

赤平市長　　　　　　　印

　　　年　　月　　日付けで変更（取下げ）申請のあった赤平市店舗整備魅力向上事業助成金について審査の結果，次のとおり決定したので，赤平市店舗整備魅力向上事業助成金要綱第９条第２項の規定により通知します。

□　可（承認します。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変　更　前 | 変　更　後 |
| １．工事費 | 円 | 円 |
| ２．助成金の額 | 円 | 円 |

□　否（承認しません。）

理由

様式第７号（第１０条第１項関係）

工　事　完　了　届

　　年　　月　　日

赤平市長　　　　　　　様

申請者

住　所

氏　名

記

工事名

完了年月日　　　　　　　年　　　月　　　日

　　上記について，相違ないことをお届けします。

様式第８号（第１１条関係）

赤平市店舗整備魅力向上事業助成金確定通知書

商　工　第　　　　　号

年　　月　　日

　様

赤平市長　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった赤平市店舗整備魅力向上事業助成金について審査の結果，次のとおり確定したので赤平市店舗整備魅力向上事業助成金要綱第１１条の規定により通知します。

１　工　 事 　費　　　　　　　　　　　　 　円

２　助成金の額 円

様式第９号（第１２条関係）

赤平市店舗整備魅力向上事業助成金請求書

　　年　　月　　日

赤平市長　　　　　　　様

請求者

住所

氏名

　赤平市店舗整備魅力向上事業助成金要綱第１２条の規定により助成金の交付を受けたいので，次のとおり請求します。

金　　　　　　　　　　　　円

|  |  |
| --- | --- |
| 口　座　振　込 | （ フリガナ ）口　　座　　名 |
| 金融機関名 |  |  |
| 預金種別 | １普通　２当座　３その他（　　　） |
| 口座番号 |  |